

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)の介護サービス事業所・施設等への交付実績（令和3年1月末時点）

	介護サービス事業所・施設等に勤務する 職員に対する慰労金の支給事業		事業所及び施設等への支援事業 ( ・感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 ・在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 ・在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 )	
	交付件数	交付額（千円）	交付件数	交付額（千円）
北海道	7,941	7,403,928	3,720	4,543,129
青森県	1,347	1,882,266	675	1,114,766
岩手県	1,047	1,720,424	365	780,051
宮城県	1,990	2,653,923	1,412	2,798,335
秋田県	1,422	1,643,809	663	1,510,764
山形県	751	1,534,656	368	796,101
福島県	1,342	2,473,327	1,143	2,569,717
茨城県	2,469	3,015,998	629	1,319,430
栃木県	1,622	1,801,401	1,150	1,488,104
群馬県	2,316	2,609,406	1,250	2,115,358
埼玉県	2,525	5,953,199	1,702	3,102,744
千葉県	4,484	5,660,472	2,000	3,930,508
東京都	9,458	13,461,039	4,825	10,631,134
神奈川県	5,671	8,092,002	2,214	4,790,657
新潟県	1,849	3,193,371	772	2,410,252
富山県	1,472	1,607,895	244	320,866
石川県	952	1,336,384	576	1,687,955
福井県	898	1,045,815	134	525,020
山梨県	1,104	1,024,773	71	60,242
長野県	1,688	2,791,150	1	4,482
岐阜県	2,343	2,562,459	836	1,626,133
静岡県	4,033	4,246,685	1,649	4,371,190
愛知県	14,635	7,741,798	4,223	2,839,872
三重県	1,898	2,363,710	1,548	1,483,859
滋賀県	1,411	1,470,700	903	1,574,118
京都府	2,832	2,963,725	1,989	2,347,005
大阪府	14,417	11,954,318	3,402	6,354,803
兵庫県	4,888	6,486,744	2,431	5,314,043
奈良県	782	923,428	0	0
和歌山県	1,979	1,594,721	274	289,983
鳥取県	597	822,611	229	688,936
島根県	785	1,098,207	605	1,301,977
岡山県	1,847	2,486,909	1,221	2,163,774
広島県	5,472	3,397,023	4,247	3,276,698
山口県	1,666	1,977,337	796	1,309,369
徳島県	991	1,090,346	565	1,227,250
香川県	2,145	1,245,016	1,815	1,343,708
愛媛県	2,851	1,993,357	718	1,731,367
高知県	1,977	1,051,573	464	1,207,737
福岡県	4,757	5,357,281	1,771	3,177,760
佐賀県	1,232	1,129,947	751	1,393,850
長崎県	1,553	1,924,967	748	1,007,904
熊本県	2,804	2,331,953	1,707	2,025,152
大分県	3,018	1,653,200	421	431,312
宮崎県	2,749	1,648,341	935	1,155,570
鹿児島県	2,095	2,353,150	631	1,021,847
沖縄県	1,800	1,583,024	752	927,523
合計	139,905	146,357,768	59,545	98,092,350

※事業所等に対して交付金額の決定通知等を行っているものの、補助金振込まで行われていない場合は、「交付件数」、「交付額」いずれも計上していない。

※交付申請方法については、①事業所単独で申請する場合 ②法人が一括して申請する場合 ③個人が申請する場合（慰労金のみ）があるため、

それぞれの交付件数「1件」の計上方法は、都道府県によって異なる。

<交付件数「1件」の計上方法（例示）>

- ① 事業所単独で申請する場合・・・A事業所が単独で行った申請（1件）に対する「交付件数」が、1件。
- ② 法人が一括して申請する場合・・・B法人が、『C事業所・D施設・E事業所』分を取りまとめ、1件として申請する場合の「交付件数」は、1件又は3件。
- ③ 個人が申請する場合（慰労金のみ）・・・個人が行った1件の申請に対する「交付件数」が、1件。